

ケイマンファンド:最近の進展

2010年2月

ケイマンが OECD のホワイトリストに掲載

ケイマンの国際的な租税透明度基準への公約が OECD に認められ、OECD はケイマンを国際的に認められている租税と透明性の基準を遵守している管轄区として“ホワイトリスト”にあげました。

ケイマンが IOSCO の会員資格を獲得

2009年6月にケイマン諸島金融局(CIMA)は証券監督者国際機構(IOSCO)の通常会員(正規会員)となりました。この会員資格は以前ケイマンファンドによる直接投資が閉ざされていた国際市場、例えばインドなどへの扉を開くことになるため、ケイマンの金融サービス産業にとって大変に重要なものです。

ストラテジック・ターンアラウンド・マスターパートナーシップ・リミテッド(2008年12月12日ケイマン諸島上告裁判所)判決を受けての変更

右判決がこの特定のファンドを構成する文書の個々の条項に基づいていたとはいえ、この判決は確かにより一般的な影響を及ぼし、特にケイマン諸島の投資ファンドを構成する文書の草案にたいしての影響は大きいものでした。特にファンドの文書は今や償還支払い停止に関してより具体的に規定することが多くなり、いつ償還が効力を発するか、そして投資家がファンドの構成員としての権利を失うのかという事について、より厳密な条件をも含むようになりました。ケイマン法廷の判決は償還権利と停止権限について明確にする必要性を強調しており、それ故ファンドの文書を投資家が精査することが増えています。

この判決に従い、償還を受ける投資家は償還日をもって債権者となることが明らかになりました。しかしながら償還支払いを停止するという決定をファンドが行った場合、それが少数の投資家にとって不当に厳しいという理由で法廷で首尾よく攻められるのかどうかという未解決の問題が残されています。

ファンドの透明性は高まるのか?

ケイマン諸島金融局(CIMA)は透明性を向上させるため、CIMA が提供する投資ファンド関連情報量の拡大を検討しています。しかし今はまだ初期の段階であり、いかなる変更が施行されるか或いは反故にされるか、または現実の実行に先立ち、利害関係者と広範囲に渡る協議を行うこととなります。これによって例えばファンドの取締役名がケイマン金融局によって公表されるということもありえるということです。

会社法、およびパートナーシップ法の修正

ケイマン会社法の一部を最新化し、現行法および実施の施行を明確にするため、企業清算に関連するケイマン諸島会社法の第五部が修正されました。

2009年5月に免税有限パートナーシップ法も業界のニーズに応えるべく修正されました(プライベートエクイティおよび代替的投資ファンドによる免税有限パートナーシップの活用は、この法の最初の成立時以来大きく成長しています。)

以下のような顕著な変化が挙げられます。

conyersdillandpearman.com

- － 有限責任者が有限責任の地位を失う危険を伴わずに引き受けることができる活動の範囲が広がられました。
- － 無限責任者が、有限責任者の権益が譲渡される際に同意すべきという法的要件が取り除かれました。
- － 登録簿は電子的形態で保持することができ、出資の約束額を実際の出資額と同様に掲載せねばなりません。また
- － 解散に関する条項がかなり拡大されました。

投資責任者への EU の規制案

2009年4月29日、欧州委員会はEU内の代替的投資ファンドマネージャーを規制するEU指令案を発表しました。ケイマンにとって最も重要なことは、この指令がヨーロッパに拠点を置くファンドのみがヨーロッパにおいてEU公認のマネージャーによって販売できると定められていることです。しかし少なくとも2011年までは指令が発効する事はないと予想されており、施行されたとしてもその後3年間は、EU公認のマネージャーは現行の規則に基づいて個々の加盟国内でケイマンファンドを販売することが可能です。さらに指令は非EUファンドが一定の条件を満たせばEU内で販売できるようパスポート的な仕組みを含んでおり、たとえばファンドの本拠地と関連EU国間には租税情報交換協定が締結されているか、等です。指令内容は大きい論議と修正的になると思われる。従ってヨーロッパの投資マネージャーの規制が最終的にどのような形態をとるかはいまだに不明です。

*この記事は法律上の助言や、法律専門家の意見に代わるものではありません。
広義の語彙のみを用い、概要と一般的な情報の提供を意図するものです。*

コンヤース デイル&ピアマンについて

コンヤース デイル ピアマンはケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、バミューダ、モーリシャスの法律についてのアドバイスを提供する複数の管轄を持つ法律事務所であり、会社法、商法、商業訴訟および個人顧客の案件を専門としています。コンヤースの戦略、文化、専門的知識が一貫した対応の良さ、タイムリーかつ顧客への直接的サービスを可能としてきました。コンヤースはオフィスを置く世界の金融先端の中心地、ヨーロッパ、アジア、中近東、南アメリカを含む、戦略的グローバルな立地条件より高度な法律アドバイスを顧客に提供しています。1928年に設立、コンヤースは150余名の弁護士を含む600名のスタッフで構成されています。系列会社(コーダン)は信託、秘書代行サービス、会計業務および管理業務サービスにまで渡るサービスを提供しています。

コンヤース デイル&ピアマンは「ザ ロイヤー」で2009年度のオフショア法律事務所に選ばれました。

さらに詳しい情報は以下までご連絡ください。

コンヤース デイル&ピアマン

2901 One Exchange Square

8 Connaught Place, Central

Hong Kong

電話: (852) 2524 7106

FAX: (852) 2845 9268 または (852) 2596 0418

メールアドレス: hongkong@conyersdillandpearman.com

ホームページ: www.conyersdillandpearman.com

conyersdillandpearman.com